

松江地方裁判所委員会（第34回）議事概要

第1 日時

平成29年2月2日（木）午後1時30分から午後4時まで

第2 場所

松江地方裁判所大会議室

第3 出席者

（委員）石井幸美，絲原康夫，大野 洋，繁浪 均，陶山裕史，竹内
祐子，野島和朋，野津富士男，原田美穂子，増田耕兒，吉浪
正洋（五十音順，敬称略）

（説明担当者）吉田裁判官

（事務担当者）吉田事務局長，瀧本民事首席書記官，岩井刑事首席書記官，
廣澤事務局次長，溝口刑事訟廷管理官，草野総務課長，武田
総務課庶務係長

第4 テーマ

刑事裁判における犯罪被害者保護制度について

第5 議事

- 1 刑事裁判における犯罪被害者保護制度についての説明
- 2 遮へい措置，ビデオリンクシステムの見学
- 3 意見交換
別紙のとおり
- 4 次回委員会のテーマ
利用しやすい裁判所について
- 5 次回開催日時
平成29年7月7日（金）午後1時30分

(別紙)

A委員：犯罪被害者である証人は、遮へい措置やビデオリンクシステムの利用を選択できるのか。

B委員：裁判所が被害者の方に直接コンタクトを取るわけではなく、通常は、裁判所が検察官からの申出を受け、弁護人に意見を聴いた上、事案の内容や、被害者の方の御意見などを総合考慮して判断することになる。

A委員：このような証人に配慮した措置は、いつ頃から採られるようになったのか。

B委員：平成12年頃から、順次、法整備されている。

C委員：ビデオリンク方式による証人尋問において、法廷内に流れる証人の声を変えるようなことはしないのか。例えば、報道機関では、ボイスチェンジャーで音声を変えて報道することがあるが、そのような対応は可能か。

委員長：裁判官及び裁判員は、証人の顔の表情であったり、声のトーンも感じながら証言を聴いており、ボイスチェンジをしてしまうと、その根幹部分が変わってしまうため、そのような運用はしていない。

D委員：反対尋問権の保障という観点からも、例えば、検察側が請求した証人の場合、被告人及び弁護人にとっては、検察官の質問に対する証人の答えぶりなど声の部分も非常に大事な情報であると思われる。

C委員：本日は、ビデオリンク方式による証人尋問を裁判員席から見学したので音声がよく聞こえたが、あの音量では、もしかしたら傍聴席では証人の声が聞こえないのではないかという感想を持った。音量についても何か配慮をされているのか。

B委員：音量は、傍聴席からも聞こえるように調整している。

E委員：証人が犯罪被害者ではないケースにおいても、遮へいやビデオリンクのような措置を採ってもらうことができるのか。

説明担当者：付添い、遮へい、ビデオリンクという証人の負担を軽減するための

措置は、証人が被害者である場合に限ったものではない。例えば、証人として立たれる方が非常に精神の圧迫を受けてお話ができないというような事情で、遮へいをしてほしいという申出があれば、裁判所がそれを相当だと判断すれば、被害者以外の証人の方にも、そのような措置を採ることもあり得る。ただし、被告人や弁護人が、証人の証言をその答えぶりなども含めて直接見た上で、反対尋問をするということも直接主義の観点から非常に重要なことであり、それとのバランスということになると思われる。

E 委員：被害者ではない立場で証人を経験した人から、法廷では被告人の近くに立つだけでも恐く、ましてや被告人に自分の名前や住所を知られることによって、自分や子供に何か仕返しをされるのではないかと恐怖を感じるという話を聞いたことがあるが、その点を配慮する制度はないのか。

B 委員：証人の氏名や住所は、例えば、検察官が請求した証人の場合には、弁護人がその証人にアクセスできるよう、弁護人に、その証人の住所や氏名を伝えるのが原則ではあるが、法改正により、証人の氏名等の情報を保護するための制度が今年の12月1日から施行された。

その制度では、証人やその親族に加害行為がなされるおそれがあるような事件の場合、弁護人に対し、証人の氏名等を被告人に知らせてはならない旨の条件を付すことができるようになった。さらに、それでもなお加害行為等を防止できないおそれがあるような場合には、弁護人にも証人の氏名等を明らかにしない措置を採ることができるようになったことから、そういった形で保護を図っていくことになる。

F 委員：実際に犯罪の被害に遭った場合、その後どのような手続があり、裁判がどのように進行し、どのようなサポートが受けられるのかという説明は、どこで受けることができるのか。

D 委員：御希望がある方、あるいは重大な事件での被害に遭われた方が対象になるが、主に刑事手続がこの後どうなるのかということと、その事件が裁判

で有罪となった場合に、犯人がその後、どういう処遇をされるのかについて、通知を御希望されるかを検察庁において確認している。

具体的には、警察から送致された事件は検察庁において起訴、不起訴の処分を決めることになるが、その処分結果についてと、起訴され刑事裁判になった場合には、裁判の行われる日や判決の内容について、有罪判決であった場合には、その刑の執行状況などについて通知を御希望されるか確認している。

事案によっては、犯人が刑の執行を終え、また社会に出てきたときに再被害が懸念されるような犯罪もある。もちろん警察などがそのような再被害が生じないように対応するが、被害者の方ご自身が、再び被害に遭わないよう犯人との接触を避けるために転居などの対処をお考えの場合に、犯人の出所時期や、その住所については、被害者の方の生活圏の近くなのかどうか分かる程度にお伝えするという再被害防止のための通知制度もある。

委員長：先ほど皆さまに御覧いただいたように、被害者の方が裁判にかかわりやすいよう様々な制度が設けられているところであるが、それをきちんと被害者の方に知っていただき、理解していただいて、裁判にかかわっていただくという社会的な環境のようなものが必要になってくると思われる。

A委員：島根県では、環境生活総務課が、犯罪被害者等支援を主管している。

具体的な取組としては、県内19市町村の犯罪被害者等の支援施策担当課、警察、島根県の中で非常に活発な活動をしている公益社団法人島根被害者サポートセンターの各担当者が集まり、他県の先進事例等の取組を講演していただくなどして、年1回、会議を開いている。

それから、11月25日から12月1日までの犯罪被害者週間には、県立図書館においてパネル展示等を行っている。

そのほか、公益社団法人島根被害者サポートセンターへの啓発業務の委

託について毎年予算化して支援をお願いしており、同センターにおいては、講演会や相談、付き添い支援等が行われている。

G委員：刑事事件において弁護士は、被疑者・被告人の弁護をすることが多いが、被害者側からの相談を受けたり、その代理人になることもある。

被害に遭ったが、まだ警察がそのことを知らない場合において被害者の方が告訴を希望されていれば、告訴状の書き方を助言等している。また、刑事手続について、逮捕後の流れを説明することもある。

それから、交通事故の被害に遭って損害賠償請求をしたいというケースでは、弁護士が被害者の代理人となって刑事事件記録を閲覧謄写し、その資料を基に示談の交渉をしたり、損害賠償請求の民事訴訟を提起することもある。

あと、被害者の方が刑事裁判に参加したいという場合、経済的に余裕がなくても弁護士による援助が受けられるように被害者参加人のための国選弁護制度が設けられている。

委員長：そうすると、公益社団法人、弁護士会及び検察庁などが被害者のサポートに取り組み、その延長線上として最後に裁判があるということになるが、その取組と連携していくためには、裁判所にはどのような配慮が必要になってくるかという点について、御意見をいただきたい。

H委員：もしも犯罪の被害に遭ってしまった際に、まず、どのようにしたらどこで守ってもらえるのかということが、必要とされている情報ではないかと思う。

I委員：行政、検察庁、弁護士及び裁判所が、それぞれの立場で情報を発信しているとは思われるが、例えば、このペーパー1枚を渡せば、様々な角度からサポートを受けられることが分かるというような情報提供ができるようになれば実際に被害に遭われた方は安心されるのではないかと感じた。

委員長：今の情報提供に関する御意見に関しては、一次的に被害者に接するところ

ろにいろいろな制度の説明をしていただくということになってくるのか。

A委員：連携という面では、公益社団法人島根被害者サポートセンターは、昨年、島根県で唯一の犯罪被害者等早期援助団体に認定されたことにより、被害者の方の同意があれば、警察から同センターに支援の依頼など情報の提供を受けることができるようになったのは大きいと思われる。

G委員：性暴力の被害に関しては、島根県では、全国に先駆けて「一般社団法人しまね性暴力被害者支援センターさひめ」が設立されており、性暴力被害者の統合的なサポートが行われている。

委員長：裁判所は、被告人の裁判を受ける権利と証人の保護という両方の間に立ち、双方を十分考慮した上、この制度を運用していかなければならないということになるが、そのために裁判所に必要な観点、あるいは必要と考えられる配慮について御意見等をいただきたい。

E委員：よく性犯罪に関する報道において合意の上だったというような加害者の言い分を耳にすることがあるが、何をもって合意なのか、男性からしたら抵抗しなかったら合意という見方になってしまうのかと違和感を感じる人が多い。

刑事裁判で判決を出すというのは、すごく難しいことなのであろうと日頃から思っているところであるが、裁判官は、犯罪被害者の心理状態などに関してどのような研修を受けているのか。

説明担当者：先日、犯罪被害者の置かれた立場等について理解を深めるための研究会に参加し、被害者支援センターの相談員などからお話しをお聴きした。以前に参加した際には、被害者の方から、様々な心労等のお話を伺うなどの機会もあった。このように、裁判官は被害者の心情について少しでも理解を深めるよう研修を受けているところである。

B委員：刑事裁判を担当しているが、被害者の方には、それぞれの思いがあり、その強さも違うので、その思いをどのように配慮していったらいいのか日

々悩んでいるところであり，例えば，未成年の方が犯罪の被害に遭ってしまい証人となるケースもないわけではないので，学校の先生の視点から，そのような証人に対して，気を付けた方が良いと思われることなど，皆さまの立場や視点から御意見をいただければ有り難い。

I 委員：高校生は，いろんなことを知っていたり分かっていたりしているようであっても，実際に自分が経験していないことが多いので，意外とこういった社会的な問題とか，知識とか，知らないことがたくさんあると思う。それで，もし未成年が証人となるような場合には，本当にここまでかというところまでレベルを下げて丁寧に説明していただくということが必要であると思う。

J 委員：視覚障害や知的障害のような障害のある方が被害に巻き込まれるというケースもあると思われるが，被害者の方に知的障害がある場合，うまく表現できないということがあるかもしれない。それが原因で不利な結果につながってしまうことがないよう配慮が必要であると思われる。

B 委員：障がい者の方の差別を解消するための法律ができ，その法律を運用をしていくためには，障がい者の方がどんな思いを抱き，どこにニーズがあるのかということを知ることが障がい者の方の目線で考えて捉えていかなければならないと留意しているところである。

私も昨年，障害と社会をテーマに司法研修所で行われた研修会に参加して，脳性麻痺がありながら東大の先生をされている方からのお話を聴き，障害というのは内在するという捉え方が大きかったが，社会との関係で障害というのは規定されていくという視点を教えていただき，目からウロコが落ちるような経験をした。

裁判所は，公平でなければならず，それを実践するために，障がい者の方にどのようなサポートをしていくべきか，裁判官がこのような研修を通じて懸命に勉強しているところである。

D委員：刑事裁判の場面では，被害者の方に法廷での証言をお願いするのが検察庁側であることからすると，被害者の方に様々な情報をお伝えしたり，あるいは法廷に行くときの心構えなどをお伝えしたりするのは，検察庁においてやるべきことだと思うが，先ほど裁判官からお話があったように，現実には法廷に来られる被害者の方がどういう心理状態なのかということを経験者としてではなくてはできるだけ理解していただき，法律で認められている制度の中で，できることとできないことがあるとは思われるが，そのギリギリのところでは被害者の方に沿うような形で運用していただくということが肝要なのではないかと，本日の意見交換会におけるお話を伺って感じた。

委員長：本日の皆さんのお話しを参考に，裁判所でもこの制度の運用について，被害者の保護と被告人の裁判を受ける権利の双方を考慮し，それが最もバランスがとれるよう運用していきたいと思う。